

# 審査等

## 1 審査

科学研究費補助金の配分審査は、応募書類に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。審査は分野別の審査会における書面及び合議により審査を行う予定です。なお、審査は非公開で行われ、提出された応募書類は返還しません。

## 2 審査の方法・着目点等

「評価ルール」(「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」(以下、「審査及び評価に関する規程」という。))は、日本学術振興会の科学研究費補助金ホームページ(<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>)に掲載しています。

(本公募要領で募集する若手研究(スタートアップ)の「審査及び評価に関する規程」は、参考資料として、本公募要領40～54頁に掲載しています。また本会ホームページにおいても掲載しています。)

## 3 審査結果の通知

審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します。(8月下旬予定。)

採択されなかった場合における書面審査の結果の開示を希望する者には、分野におけるおおよその順位、各評定要素に係る審査委員の素点(平均点)について、日本学術振興会科学研究費委員会から開示する予定です。

## 4 個人情報の取り扱い等

応募書類に含まれる個人情報は、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費補助金の業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する他、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」に提供します。

なお、採択された研究課題については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により研究課題名、研究代表者氏名、交付予定額等を公開します。

## 電子申請システムを利用した応募の手続

応募については、日本学術振興会電子申請システム（以下、「電子申請システム」）を利用して以下の手続を行う必要があります。

### （１）研究機関が行う事前手続（33頁「電子申請手続の概要」１）

応募を予定している研究者がいるが、研究機関用の電子証明書及びID・パスワードを有していない場合は、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）より電子証明書を取得した上で、「日本学術振興会電子申請システム利用申請書」（以下、「電子申請システム利用申請書」という。）と返信用封筒（「A4」が入る返送先が記載されているもの・要切手貼付）を同封のうえ、日本学術振興会総務部企画情報課システム管理係に提出してください。提出された申請書に基づき、日本学術振興会から「研究機関用のID・パスワード」を送付します。

なお、「電子申請システム利用申請書」の提出から「研究機関用のID・パスワード」が到着するまで、おおよそ1週間程度かかります。

- 1．平成20年9月1日よりe-Radで発行する電子証明書を電子申請システムで利用することとなりました。電子申請システムを初めてご利用になる場合、もしくは日本学術振興会発行の電子証明書をご利用の場合、新たにe-Radで発行した電子証明書をパソコンにインストールする必要があります。e-Rad電子証明書の取得については、e-Radホームページ「システム利用にあたっての事前準備」(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)でご確認ください。
- 2．既にe-Rad発行の電子証明書及び日本学術振興会発行のID・パスワードを取得している研究機関は、再度取得する必要はありません。
- 3．科学研究費補助金の各研究種目毎に電子証明書及びID・パスワードを取得する必要はありません。
- 4．「日本学術振興会電子申請システム利用申請書」の様式は、「電子申請のご案内」(<http://www-shinsei.jstps.go.jp/>)から取得してください。

研究機関用のID・パスワードを取得後、研究代表者として応募を予定している研究者に対し、研究機関においてID・パスワードを付与してください。具体的な付与の方法については、機関担当者向け操作手引き（詳細版）を確認してください。

なお、研究機関が研究者に対しID・パスワードを付与する時点で、当該研究者が研究機関の研究者名簿に登録されていることが必要です。

- 1．一度付与されたID・パスワードは研究機関を異動しない限り使用可能です。（パスワードを変更した場合を除く。）
- 2．操作手引きは必ず最新版を取得して利用してください。

### （２）研究者が行う手続（33頁「電子申請手続の概要」 2 - ~ 2 - ）

研究代表者として応募する研究者は、所属する研究機関から付与されたID・パスワードで「電子申請のご案内」(<http://www-shinsei.jstps.go.jp/>)から「電子申請システム」にアクセスし、「応募情報（Web入力項目）（若手研究（スタートアップ）作成・入力要領）」に基づき、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成した応募内容ファイル（添付ファイル項目）を「電子申請システム」に添付して、研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

応募内容ファイル（添付ファイル項目）の様式はID・パスワードの取得前でも日本学術振興会の科学研究費補助金ホームページ（<http://www.jstps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）から取得することができます。

作成した研究計画調書（PDFファイル）の内容を確認し不備がなければ、確認完了・提出処理を行ってください。（所属する研究機関に研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになります。）

### （３）研究機関が行う手続（33頁「電子申請手続の概要」 2 - ）

「電子申請のご案内」(<http://www-shinsei.jsps.go.jp/>)からID・パスワードで「電子申請システム」にアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書（PDFファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。

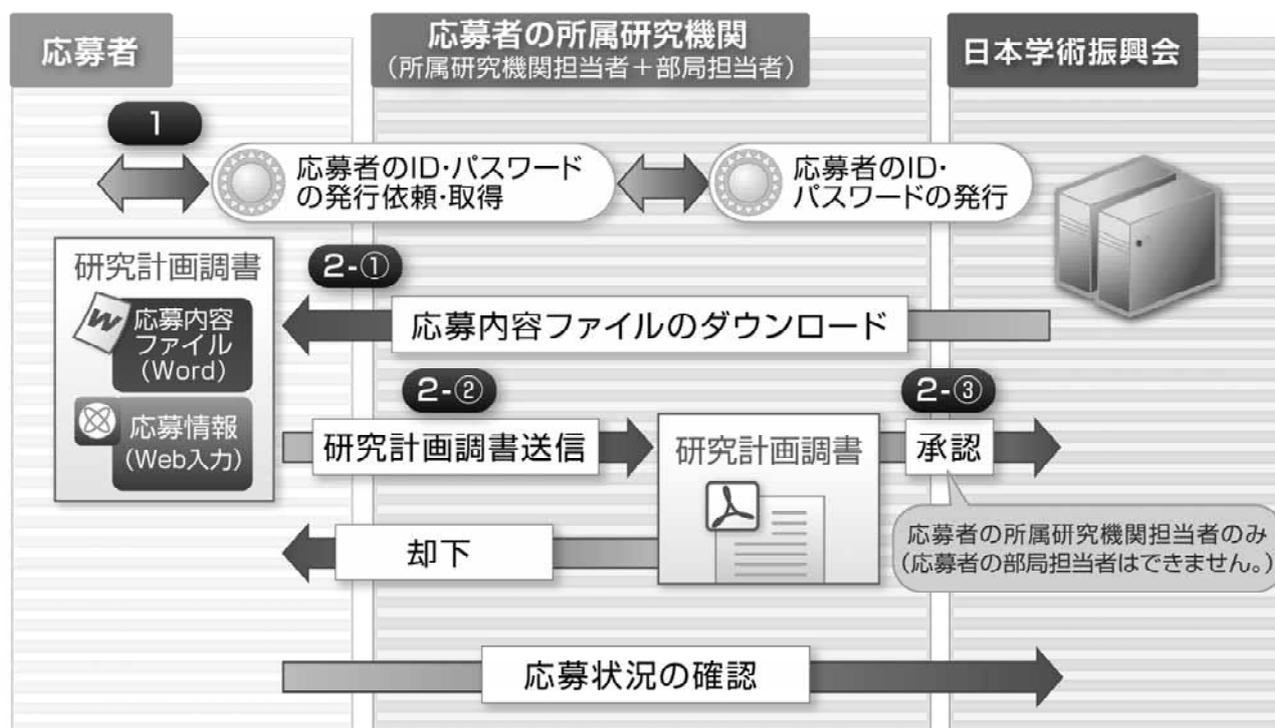
内容等に不備のないすべての研究計画調書（PDFファイル）について承認処理を行ってください。（日本学術振興会に研究計画調書（PDFファイル）を提出（送信）したことになります。）

**提出（送信）後に、研究計画調書（PDFファイル）の修正等を行うことはできません。**

「電子申請システム」で使用する電子証明書やID・パスワードについては研究機関や個人を確認するものであることから、その取り扱い、管理についても十分留意のうえ、応募の手続を行ってください。

なお、電子申請についての詳細は、「電子申請のご案内」(<http://www-shinsei.jsps.go.jp/>)を参照してください。

## 電子申請手続の概要



### 【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 1 応募者の所属研究機関担当者は、応募者にID・パスワードを発行する。

### 【応募者（研究代表者）】

- 2 - 応募者は受領したID・パスワードで「電子申請のご案内」から「電子申請システム」にアクセスし、応募情報（Web入力項目）を入力、応募内容ファイル（添付ファイル項目）を添付することで、研究計画調書（PDFファイル）を作成する。
- 2 - 応募者が作成した研究計画調書（PDFファイル）に不備が無ければ、完了・提出操作を行うことで所属研究機関担当者に研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになる。

### 【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 2 - 応募者の所属研究機関担当者が研究計画調書（PDFファイル）を承認することで、日本学術振興会に提出（送信）される。

詳細は「電子申請のご案内」（<http://www-shinsei.jsp.go.jp/>）から「操作手引（科学研究費補助金事業用）」をダウンロードしてご覧ください。

# 研究機関が行う事務

## 1 応募資格の確認

応募書類に記載された研究代表者が、この公募要領に定める応募資格を有する者であるとともに、「研究者名簿」に登録されているか確認してください。

また、補助金の不正な使用等に伴い補助金の交付対象から除外されている者でないことを確認してください。

## 2 研究代表者への確認

応募書類に記載された研究代表者が、この公募要領に定める「 公募の内容」を確認した上で応募書類を作成していることを確認してください。

## 3 応募に係る手続

次の手続を行ってください。

- (1) 電子申請システムを利用した応募の手続（「 電子申請システムを利用した応募の手続」（31～33頁）参照）
- (2) 公募要領の内容の周知
- (3) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況についての報告

今回初めて平成21年度科学研究費補助金に応募する研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を平成21年5月15日（金）までにe-Radを使用して文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に提出してください（e-Radの使用に当たっては、e-Rad用のログインID・パスワード及び電子証明書が必要になります。未だこれらを取得されていない研究機関にあっては、すみやかにe-Radポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>）より、登録様式をダウンロードし、書面により研究機関の登録申請を行ってください。登録には通常2週間ほど必要です。）。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません（平成20年4月1日（火）以降に、同報告書を提出している場合には、改めて提出する必要はありません。）。

（注）報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

<問い合わせ先>

（ガイドラインの様式・提出等について）

文部科学省 科学技術・学術政策局 調査調整課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

【URL】[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/02\\_b/08191222/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm)

( e - R a dへの研究機関登録について )

文部科学省府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

0 1 2 0 - 0 6 6 - 8 7 7 ( 受付時間 9:30 ~ 17:30 土曜日、日曜日、国民の祝日及び  
年未年始 ( 12月29日 ~ 1月3日 ) を除く )

【 U R L 】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

(4) 応募書類の確認・取りまとめ及び日本学術振興会への提出 ( 下記「 5 応募書類の確認」及び「 6 応募書類の提出等」参照 )

#### 4 科学研究費補助金取扱規程 ( 文部省告示 ) 第 2 条により文部科学大臣が指定した研究機関の変更等の届出

次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省に届け出てください。

研究機関の廃止又は解散

研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規約に関する事項

#### 5 応募書類の確認

「 電子申請システムを利用した応募の手続」( 31 ~ 33頁 ) に定める「( 1 ) 研究機関が行う事前手続」及び「( 3 ) 研究機関が行う手続」を行うとともに、以下の手順にしたがって研究計画調書の取りまとめを行ってください。

##### 「研究計画調書」の確認

研究計画調書は、所定の様式と同一規格であるか確認してください。

##### 応募書類

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報 ( Web入力項目 )	応募内容ファイルの様式
若手研究 ( スタートアップ )	「電子申請システム」に入力	S - 1 - 1 7

#### 6 応募書類の提出等

##### 【研究計画調書の提出 ( 送信 ) 期限】

平成 2 1 年 5 月 1 5 日 ( 金 ) 午後 4 時 3 0 分 ( 厳守 )

上記の期限より後に提出 ( 送信 ) があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出 ( 送信 ) してください。

応募書類の提出 ( 送信 ) 後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。